

令和3年度大江町オンライン化促進支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、新型コロナウイルス感染対策の長期化が予想される中、感染防止対策及び事業継続対策として、中小企業・小規模事業者が行うテレワーク等の新・ビジネス様式への対応やデジタル化の推進による生産性の向上に資する設備投資等の取組みを後押しするため、山形県中小企業パワーアップ補助金（オンライン化促進支援事業）（以下「県補助金」という。）の交付を受けた事業者のオンライン化等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者のうち、県補助金の交付決定を受けた者とする。

- (1) 事業者支援型 町内に事業所を有する中小企業・小規模事業者
企業グループ支援型 町内の中小企業・小規模事業者グループや組合など複数事業者で構成される連携体
- (2) 大江町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第1号）第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者
- (3) 町税等を完納していること

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者がテレワーク等の新・ビジネス様式への対応やデジタル化の推進による生産性の向上のために取り組む設備投資を伴う事業とし、県補助金の交付決定を受けた事業とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県補助金の交付決定を受けた経費とする。

(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、補助対象経費の6分の1以内の額で、1事業所当たり2万5千円を下限とし、事業者支援型については25万円、企業グループ支援型については50万円を上限とする。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、県補助金の額の確定後に、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月18日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 県へ提出した県補助金事業計画認定申請書及び事業計画書等の写し
- (2) 県へ提出した県補助金実績報告書及び事業実績書等の写し、完成写真等
- (3) 県補助金の交付決定通知書及び額の確定通知書の写し
- (4) 納税証明書（町外に住所を有する者の場合）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金交付申請書を受理したときは、内容を精査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助対象者に補助金交付決定通知書（別記様式第2号）を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、第6条の規定による申請をもって、規則第14条の規定による報告に代えるものとする。

(補助金額確定通知)

第9条 規則第15条の規定にかかわらず、第7条の規定による通知をもって、規則第15条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月15日から施行する。